

職員いきます！プロジェクト

米原市 地域担当職員制度が 始まります

地域担当職員 って何をするの？
地域担当職員は自治会を対象に、自治会が自主的に行う「地域の課題を解決するためのまちづくり活動」に地域の一員として参画します。
自治会内で地域の課題や今後のまちづくりの方向性を見出すために議論したり計画を立てたりするとき一緒に汗を流します。
具体的には、区の会議に参加して地域のみなさんと一緒に議論したり、まちづくりに必要な行政からの情報をお届けしたり、専門の機関や担当課との調整など、行政職員としての知識や経験、そして人脈を活かした活動を行います。

例えば：
・ 自主防災組織を活かした地域独自の防災、減災事業の計画
・ 参加者が激減する地域の祭りの活性化
・ 地域内での高齢者、子どもの見守りネットワークの構築
・ 疲弊する地域の課題探しとその解決に向けての計画

職員が あなたのまちに とび込みます！



なぜ**地域担当職員制度**なのでしょう？

近年、公共サービスに対するニーズは多様化、複雑化しています。

行政は地域の実情を把握し、市民の視点を反映した市政運営が求められ、そのために職員一人ひとりが、市民の立場に立って業務を進めていくこととする意識と、地域の一人として向き合い、地域の実情に応じた実践の力を身につけることが必要とされています。

そこで地域コミュニティの基本である自治会の特色を最大限に活かし、地域と行政が共に力を合わせることで、現在ある、またこれから見えてくる地域社会の課題の解決を目指して「地域担当職員制度」を設置します。

地域担当職員 は全部の自治会に配置されるの？

地域担当職員は地域の自主的なまちづくり活動に参画するもので、依頼のあった自治会に職員を配置します。

※地域担当職員の配置は自治会単位としますが、複数の自治会で構成された団体にも配置します。

まずは地域の
市民自治センターに
ご相談ください



米原市自治基本条例記念強調月間 米原市自治基本条例講演会 地域が主体となった これからのまちづくり

日 時：平成25年9月27日（金）
18時20分から

場 所：ルッチプラザ ベルホール310
（米原市長岡1050-1）

参加費：無料

地域担当職員制度が
良くわかるお話です

講師：帝塚山大学法学部

中川 幾郎 教授



今、まちづくりに必要とされている「役割分担と協働」を、「具体的でわかりやすい！」と評判の中川教授のお話でスッキリ解説。

これからの市民や地域のそして、行政職員の役割って何だろう？ すぐにだれかに話したくなるまちづくりの気づきがここにあります。